

■会議録

1 開会

- 午後2時00分、月井教育長が那須塩原市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき、令和5年第11回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。

○月井教育長

それでは、令和5年第11回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。
次第に従いまして進めさせていただきます。

2 教育長挨拶

○月井教育長

今週の火曜日は、二十四節気の「霜降」でありました。文字どおり「朝晩の冷え込みがさらに増し、北国や山里では霜が降り始める頃」ということで、朝晩と日中の寒暖差が大きい毎日が続いています。服装の調節等も大変な時期でありますので、委員の皆様方におかれましても御自愛いただければと思います。

さて、スポーツの秋、文化の秋ということで、那須塩原市の児童生徒が多方面で活躍しているという嬉しい情報が届いております。過日行われました那須地区駅伝競走大会におきましても、一般の部の那須塩原Aチームの優勝を始め、中学生男女ともに三島中学校が優勝を飾り、上位もほぼ那須塩原市が独占している状況にあります。また、吹奏楽や合唱といった文化面におきましても、県レベルの大会で好成績を収め、関東・全国へと駒を進めている学校があります。那須塩原市の子どもたちの頑張りに心から拍手を送りたいと思います。

ただ、委員の皆様にも情報が届いているかと思いますが、現在インフルエンザが猛威をふるっておりまして、学級閉鎖や学年閉鎖を余儀なくされている学校もいくつか出てしまっております。特に今週末には多くの中学校で学校祭が予定されていることもありまして、各学校ではピリピリしながら日々の感染対策に取り組んでいるところであります。コロナ対策も含めて、今後も子どもたちの安心・安全を担保できるよう各学校へお願いをまいります。

また、本日は、この後、総合教育会議が予定されておりますので、委員の皆様方には、スムーズな議事進行に御協力をお願いを申し上げます。

さて、本日は、「那須塩原市民大学運営委員会委員の委嘱について」を含め報告事項が3件ございますので、効率的な審議ができませんようお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 会議録の承認

- 月井教育長が令和5年第10回定例会の議事録の承認を求め、神島委員及び大澤委員が内容に異議なく会議録に署名を行った。

4 教育長報告

○月井教育長

続きまして、次第の4「教育長報告」に入ります。ここで皆様にお諮りいたします。本報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思います。

なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要でございますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

5 付議事件

<報告第29号について>

○月井教育長

次に、次第の5付議事件に入らせていただきます。

続きまして、報告第29号「那須塩原市市民大学運営委員会委員の委嘱について」事務局の説明を求めます。

はい生涯学習課長。

○教育部長

【報告理由】

那須塩原市市民大学設置要綱第4条の規定に基づき、市民大学運営委員会委員を委嘱するに当たり、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、遠藤委員。

○遠藤委員

学識経験者として選出された新任の委員が宇都宮共和大学の先生ですが、もう一人の学識経験者も宇都宮共和大学の先生となっています。県内には、ほかの大学もありますが、どうして宇都宮共和大学から2名の委員を選出しているのでしょうか。

○月井教育長

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

この市民大学は、宇都宮共和大学と連携して設立した経緯があるので、このような状況となっております。

○月井教育長

ほかに、御意見、御質問はございますか。

○委員全員

ありません。

<報告第30号、報告第31号について>

○月井教育長

続きまして、報告第30号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第31号「令和5年度準要保護児童生徒の認定について」は、関連がございますので一括して事務局の説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第30号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

【報告理由（報告第31号）】

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からあった準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第11回教育委員会定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

以上